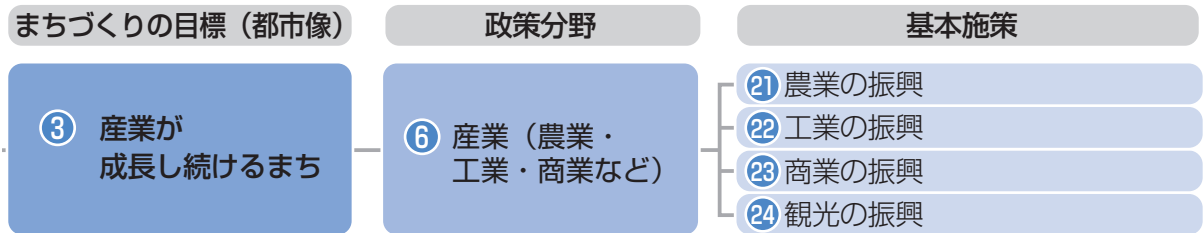


## 第3部

# 産業が成長し続けるまち

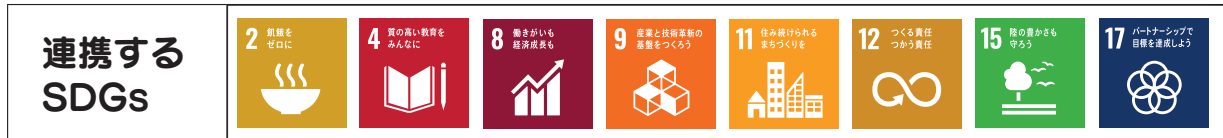
### 【施策の体系】



## 第3部 産業が成長し続けるまち

### 第6編 産業（農業・工業・商業など）

#### 基本施策21 農業の振興（稼げる農業の構築）



### 現状と課題

本町では、恵まれた地理・気候条件と基盤整備の進んだ農地を活かし、多彩な農畜産物が生産されています。特に人参は、国の野菜指定産地の指定を受けて「菊陽にんじん」ブランドとして全国に出荷されています。

しかし、農林業センサスによると、昭和55年に1,051戸あった農家戸数は、40年後の令和2年には388戸と大きく減少しています。

我が国の農業は、担い手の減少と著しい高齢化、これに伴う農地面積の縮小という事態に直面しています。国民生活に不可欠な食料を安定的に供給するため、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、農業の持続的な発展を図ることが課題です。

本町では、今後、認定農業者<sup>34</sup>や「人・農地プラン<sup>35</sup>」に位置付けられている中心経営体、新規就農者等の新たな担い手を確保するとともに、地域営農組織など多様な担い手を育成することが必要です。

また、農地や農業施設は農業経営の基盤であり、次世代に円滑に継承していくためには、農地中間管理機構<sup>36</sup>等を活用した農地の集積や集約化が必要です。

このような担い手対策、生産基盤の整備、農地の有効活用等の様々な農業施策に総合的に取り組みながら、効率的かつ安定的な経営体を育成し、農業所得の向上を図ることが大きな課題です。

このほか、6次産業化による農産物の付加価値創出や生産者と消費者による地産地消の取り組みも必要となっており、農商工の連携や町地産地消協議会との連携を強化することが重要です。

### 基本方針

- 農業の担い手を確保するため、担い手農家、新規就農者、生産組織など多様な担い手の育成に努めます。
- 農業経営の安定化を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。
- 優良農地を確保・保全するため、耕作放棄地の予防と解消に努めます。
- 基幹産業である農業の経営を支援するため、農業関係団体との連携を図ります。

主要施策1 担い手の育成・確保	
施策の方向性	主な施策
■ 認定農業者などの担い手が主体性と創意工夫を発揮して経営発展できるよう、担い手の育成・確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認定農業者などの意欲ある担い手への経営改善支援</li> <li>● 農業後継者や新規就農への育成支援</li> <li>● 家庭経営協定による女性農業者が活動しやすい環境整備</li> </ul>

主要施策2 農業経営の安定化	
施策の方向性	主な施策
■ 農業経営の安定化に向けた取り組みを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営所得安定対策等の着実な実施</li> <li>● 農畜産物の販路拡大、地産地消及び6次産業化の推進</li> <li>● 総合交流ターミナル「さんふれあ」の活用</li> <li>● 農業を支える農業関係団体との連携強化</li> <li>● 鳥獣被害対策の推進</li> </ul>

主要施策3 農業生産基盤の整備	
施策の方向性	主な施策
■ 農作業の安全性・効率性を高めるため、土地改良区と連携し、農業生産基盤の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業生産基盤施設の長寿命化及び防災・減災対策</li> <li>● 多面的機能支払制度<sup>37</sup>による活動支援</li> </ul>

主要施策4 農地集積・集約化と農地の確保	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 担い手への農地の集積と集約化を進めます。</li> <li>■ 都市的土地利用との緊密な調整を図ることで優良農地を保全し、耕作放棄地の予防と解消に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「人・農地プラン」に基づく取り組みの推進</li> <li>● 農地中間管理機構の活用</li> <li>● 優良農地の確保</li> <li>● 耕作放棄地の予防と解消</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
認定農業者の数	人	159	150	減少傾向の抑制
農地の集積率	%	63.8	70.0	最終目標は80.0%

## 関連する各分野の計画

- ◆ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ◆ 菊陽町農業振興地域整備計画

### 用語解説

- <sup>34</sup> 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者制度」により、市町村の認定を受けた農業者（法人を含む）。農業者自らが5年後の目標とその達成のための取り組みを市町村に提出し、市町村は認定を受けた農業者に対し重点的な支援を行う。
- <sup>35</sup> 人・農地プラン：担い手が不足していることや担い手の農地が散らばっていることなどの「人と農地の問題」を解決するため、町が主体となって地域での話し合いを行い、今後の地域の中心となる経営体や近い将来の農地の出し手の状況、将来の地域農業のあり方などについて定めるもの。
- <sup>36</sup> 農地中間管理機構：農業経営を縮小する農家や相続した農地の借り手を探している人などから農地を借り受けて、地域の担い手などに貸し出しを行い、担い手への農地の集積・集約化を進めていく機関。公益財団法人熊本県農業公社が県から指定を受け、平成26年から業務開始。
- <sup>37</sup> 多面的機能支払制度：農業の有する多面的機能の維持・発揮を図ることを目的に、農業者や地域住民が行う法面の草刈り、水路の泥上げなどの農地・農業施設の管理活動、植栽による景観形成などの地域住民と連携した共同活動、水路、農道等の補修・更新を支援するための制度。

## 基本施策22 工業の振興（連携による工業の発展）



### 現状と課題

本町には、阿蘇くまもと空港、JR 豊肥本線に加え、国道57号、菊陽空港線、国体道路東西線・南北線といった道路網が整備されており、さらには、九州縦貫自動車道熊本インターが近接するなど、交通の利便性が高い環境を有しています。

このような本町の特性を活かし、セミコンテクノパークや原水工業団地の整備を進め、企業誘致を積極的に推進してきました。熊本県との連携により、世界的企業の立地にも成功しており、周辺に多くの雇用が生み出されています。

また、製造業関連の企業誘致を進めたことで、平成13年には約198億円であった製造品出荷額が、平成27年には約2,924億円となるなど、大きな伸びを見せていることも特徴です。

多くの企業が立地し、経済活動が営まれることは、町の税収増加など安定財源の確保につながることも、企業で働く人たちの個々の活動も含め、町の賑わい創出やまちづくりに大きく貢献するものと考えています。

このような考えのもと、県や関係機関と連携し、さらなる企業誘致を進めることが期待されます。しかし、これまで整備した工業団地は完売状態であり、本町では、企業が立地できる用地が極めて少ない状況です。そのため、企業が求めるスピード感のある立地にも対応できるよう、(仮称)第二原水工業団地の整備を進めています。

さらには、地場企業も含めた町内企業の交流を促す組織づくりなど、町の工業全体を活性化する取り組みが必要です。

### 基本方針

- 雇用の場を確保するため、県や関係機関と連携して企業誘致を進めます。企業のニーズに対応するため、新たな工業団地の整備に取り組みます。
- 既存の町内製造業者の人材確保や事業運営などに対して様々な支援を行うことで、事業の持続的な発展と振興を図ります。
- 町内の製造業を中心とした連絡組織を立ち上げることで、企業間の情報交換や異業種間交流などを促進し、町工業全体の活性化につなげます。

主要施策1 企業誘致の促進	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 立地を希望する企業に対し、適地の検討、立地へ向けたきめ細かな支援を行います。</li> <li>■ 企業誘致に向けた情報収集を行います。</li> <li>■ 企業誘致により、町民の働く場所の確保を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 工場の立地に対する補助金の交付</li> <li>● 企業情報の収集</li> <li>● 企業のニーズに沿った誘致の実施</li> <li>● 立地に必要な手続き等の支援</li> <li>● 各種優遇措置のPR</li> </ul>

主要施策2 既存製造業者の持続的発展と振興	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 既に立地している企業について、施設の拡張・増設など、新たな投資の支援を行います。</li> <li>■ 既存企業の人材確保、事業運営などの支援を行います。</li> <li>■ 町内製造業を中心とした連絡協議会を設立します。</li> <li>■ セミコンテクノパーク、原水工業団地の従業員の利便性向上を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生産性向上特別措置法に基づく、先端設備等導入計画の認定などによる各種優遇策の促進</li> <li>● 拡張、増設を対象とした補助金の交付</li> <li>● 商工会と連携した経営相談の実施</li> <li>● 高校生向けの地域企業のPRの実施</li> <li>● (仮称) 町誘致企業連絡協議会の設立</li> <li>● セミコン通勤バスの運行</li> </ul>

主要施策3 工業用地の確保	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 企業の立地スピードへの対応と半導体関連企業の集積を目指し、新たな工業団地を整備します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (仮称) 第二原水工業団地の整備</li> </ul>

## 成果指標

指標	単位	現状値	目標値	説明
立地協定事業者数	件	50	60	平成12年(2000年)からの累計



## 基本施策23 商業の振興（魅力ある商業の展開）

連携する SDGs	4 質の高い教育を みんなに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくも責任 つかう責任	17 パートナリプで 目標を達成しよう
						



### 現状と課題

本町は、幹線道路や下水道などのインフラ整備、土地区画整理事業による住環境の面的整備を積極的に進め、人口の増加が続いています。そして、区画整理地内を中心に、大型商業施設をはじめ小売業、飲食業、各種サービス業などの出店が進んでいます。

その結果、本町の平成28年の年間商品販売額は、平成14年の約2.6倍となる約1,259億円となり、現在も拡大基調が続いています。

まちづくり三法<sup>38</sup>の改正以降は、大型商業施設の立地が困難となっており、モール型の商業施設が複数進出しています。多くの店舗の存在は、町の活性化と雇用の創出につながり、地域に大きな経済効果をもたらしています。

加えて、本町と災害時の物資供給にかかる協定を締結するなど主体的に地域貢献に取り組む大型店舗もあり、地域の安全・安心にもつながっています。

大型商業施設の進出は、本町の交流人口<sup>39</sup>の拡大をけん引していますが、大型店舗と既存の地域商店、飲食店との共存共栄も課題となっています。大型店舗の進出を商機と捉えた地域店舗の活性化について町商工会と連携して進めることも重要です。

本町では、町商工会と共同で経営発達支援計画を策定し、町の賑わい創出、事業承継、業態転換などに取り組むこととしており、併せて、創業支援等事業計画に基づく支援体制を構築しています。今後も町商工会との連携により、町内の中小企業者の支援に取り組む必要があります。

さらには、感染症の拡大や自然災害などに伴う経済危機の際に、速やかに中小企業者を支援できる体制を構築することも大切です。

### 基本方針

- 地域に活力とにぎわいをもたらすため、町商工会と連携した事業者の支援に取り組むとともに、地域店舗の活性化を進めます。
- 小規模事業者も含め、地域を支える中小企業者の支援に取り組みます。災害など地域経済の危機に際しては、あらゆる町内事業者に迅速に経営安定化策などの支援が行き届くよう努めます。

主要施策1 商業の活性化	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町商工会と連携した事業者の支援施策を実施します。</li> <li>■ 町の経済を支える町商工会の活動を支援します。</li> <li>■ 大型店舗と地域店舗の共存を図ります。</li> <li>■ 事業者の地域活動の支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町商工会等と連携した商業事業者への経営支援の実施</li> <li>● 町商工会等の経済団体への支援の実施</li> <li>● 商店街等の活性化事業の支援の実施</li> <li>● 販路拡大に向けた支援の実施</li> <li>● 企業交流会等の開催による地域内事業者の交流拡大</li> </ul>

主要施策2 新たな産業の振興と事業継続の支援	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者の創業支援、事業承継、業態転換の支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 創業支援等事業計画に基づく創業支援の実施</li> <li>● 経営発達支援計画に基づく創業、事業承継などの支援施策の実施</li> </ul>

主要施策3 中小企業者等の支援	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 小規模事業者も含めた中小企業者等の活性化を図ります。</li> <li>■ 災害時の中小企業者等に対するセーフティネットなどの経営安定化策を速やかに実施できるよう支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小規模企業振興基本法に基づく菊陽町中小企業等振興条例の改正と支援施策の実施</li> <li>● 経済危機の際の経営安定保証（セーフティネット）などの速やかな対応</li> </ul>

## 成果指標

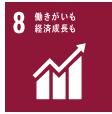
指 標	単 位	現状値	目標値	説 明
年間商品販売額	億円 / 年	1,259	1,600	

## 用語解説

- 38 まちづくり三法：都市計画法、大規模小売店舗立地法（大店立地法）、中心市街地活性化法の総称。平成18年には、大規模な施設の郊外への立地を規制する内容の法改正が行われている。
- 39 交流人口：その地域に住む人を指す「定住人口」に対し、通勤通学、買い物、レジャー、観光等内容を問わず、その地域を訪れる人のこと。

## 基本施策24 観光の振興（地域観光資源の創造）

連携する  
SDGs



### 現状と課題

本町では、歴史的文化財である馬場楠井手の鼻ぐり（鼻ぐり井手）、豊後街道菊陽杉並木のほか、菊陽杉並木公園、総合交流ターミナル「さんふれあ」などの資源を活用して、観光振興を図ってきました。

近年は、名所などを巡る従来型の観光に加えて、地産地消のおいしいものの探求、サイクリングやウォーキングなどの健康志向、地域住民とのふれあいや地域での体験を求めるスタイルなど、観光に対する考え方が多様化しています。

県内の自治体においても、熊本地震の経験から学ぶ防災・減災の教育旅行や、熊本城をはじめ加藤清正の歴史遺産を活かした教育観光等について、修学旅行向けに展開する動きも出ています。

本町では、これまでの観光資源の活用と併せて、町商工会と連携した「菊陽まち遊び」など体験型の事業で町内外の交流を図り、人を呼び込むことにより、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図っています。

今後は、鼻ぐり井手など歴史的文化財のつながりを活かした広域的なルート開発や、町内の魅力ある飲食店や小売店舗も観光資源の一つと捉えた観光の振興など、新たな取り組みを展開する必要性が高まっています。さらには、新型コロナウイルス感染症による人々の行動変容に対応した観光のあり方の検討や、新しい視点による本町らしい観光資源の発掘にも取り組む必要があります。

### 基本方針

- 魅力ある観光資源を活用するとともに、その魅力を広く発信します。
- 新たな視点を取り入れ、本町らしい資源の掘り起こしに取り組み、交流人口の増加などにより、地域経済の活性化につなげていきます。



主要施策1 観光資源の活用と情報発信	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光資源のPRに取り組みます。</li> <li>■ 関係機関と協力した観光事業を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種観光資源のPRなどによる町のイメージアップ</li> </ul>

主要施策2 交流人口拡大による地域の賑わい創出	
施策の方向性	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 町商工会と協力して町内外の人が観光を楽しむ仕組みを構築します。</li> <li>■ 本町の特色である多様な小売店、サービス業を活かし、交流人口の拡大と経済活性化に取り組みます。</li> <li>■ これまでの取り組みに加えて、新たな視点を取り入れた本町らしい観光資源の発掘に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 町商工会と連携した菊陽まち遊び事業の実施</li> <li>● 町内の魅力ある店舗等の情報発信</li> <li>● 各種団体が実施するイベントの支援</li> </ul>

## 成果指標

指 標	単 位	現状値	目標値	説 明
年間観光入込客数	万人/年	62	75	